二　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）の取扱いについて」に規定する受給事由の消滅の確認に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該確認に係る受給権者（「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）の取扱いについて」に規定する受給権者をいう。ロにおいて同じ。）に係る在留カード関係情報
ロ　当該確認に係る受給権者に係る特別永住者証明書関係情報
三　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）の取扱いについて」に規定する収入状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
ハ　当該届出を行う者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

第百七十四条の三　第二条の表百七十二の三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［新設］

一　「高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）の取扱いについて」（令和八年四月十五日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
ハ　当該申請を行う者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
ニ　当該申請を行う者に係る在留カード関係情報
ホ　当該申請を行う者に係る特別永住者証明書関係情報
二　「高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）の取扱いについて」に規定する受給事由の消滅の確認に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該確認に係る受給権者（「高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）の取扱いについて」に規定する受給権者をいう。ロにおいて同じ。）に係る在留カード関係情報
ロ　当該確認に係る受給権者に係る特別永住者証明書関係情報
三　「高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）の取扱いについて」に規定する収入状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
ハ　当該届出を行う者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第三十条第三十九号の改正規定並びに第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第八十四条第一号、第七号及び第十号の改正規定は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和九年一月一日）から施行する。